

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付ける。

また、その所掌事務に、

- ①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
- ②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。

2. 芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1. ～3. の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

施行期日 平成30年10月1日

新・文化庁の組織について

文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、2018年10月より文化庁は新しい組織となります。具体的には、京都への移転を見据え、次長を2人配置するとともに、文化部や文化財部を廃止し、総合的な文化行政の一層の推進に向けた機能強化を図ります。

これまで

定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長
・文化財鑑査官

長官官房

地域文化創生本部

(H29.4より京都に設置)

- 政策課
- 著作権課
- 国際課

部制廃止による機動的対応

文化部

省内業務
(博物館・
芸術教育)の
移管

- 芸術文化課
- 国語課
- 宗務課

文化財部

分野別
タテ割りから
機能重視へ

- 伝統文化課
- 美術学芸課
- 記念物課
- 参事官（建造物担当）

平成30年10月1日～

定員253人

長官・次長・次長・審議官・審議官
・文化財鑑査官

地域文化創生本部

■政策課

- ・文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- ・文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究(※1)

■企画調整課

- ・国会対応総括、文化芸術推進基本計画
- ・博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

■文化経済・国際課

- ・文化経済戦略など各省との連携調整
- ・国際文化交流、国際協力

■国語課

- ・国語の改善及びその普及に関すること
- ・外国人に対する日本語教育に関すること

■著作権課

- ・著作者の権利・出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること
- ・著作権等に関する条約に関する事務を処理すること

■文化資源活用課

- ・不動産である文化資源の活用に関すること
- ・世界文化遺産・無形文化遺産に関すること、日本遺産に関すること

■文化財第一課

- ・建造物以外の有形文化財の調査・指定等に関すること
- ・無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の調査・指定等に関すること

■文化財第二課

- ・建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- ・記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

■宗務課

- ・宗教法人に関する認証等に関すること
- ・宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと

■参事官（文化創造担当）

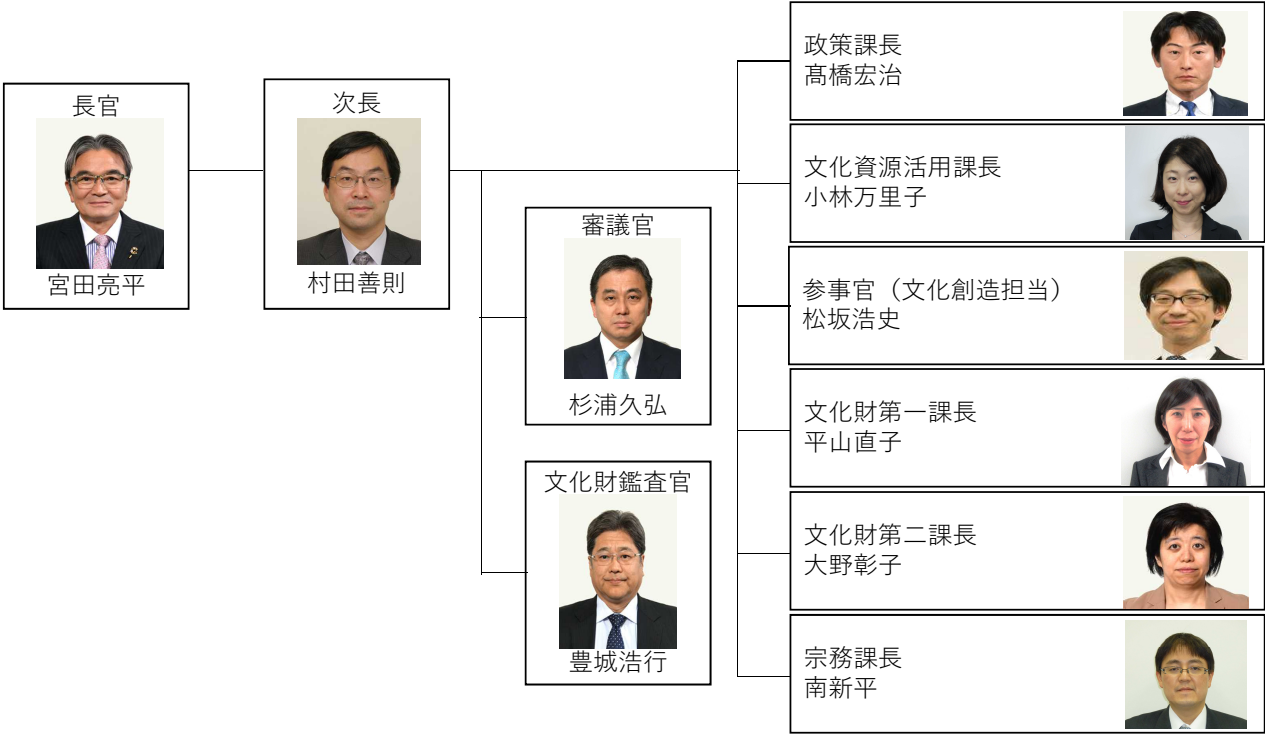
- ・無形・動産である文化資源の活用に関すること(※2)
- ・生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

■参事官（芸術文化担当）

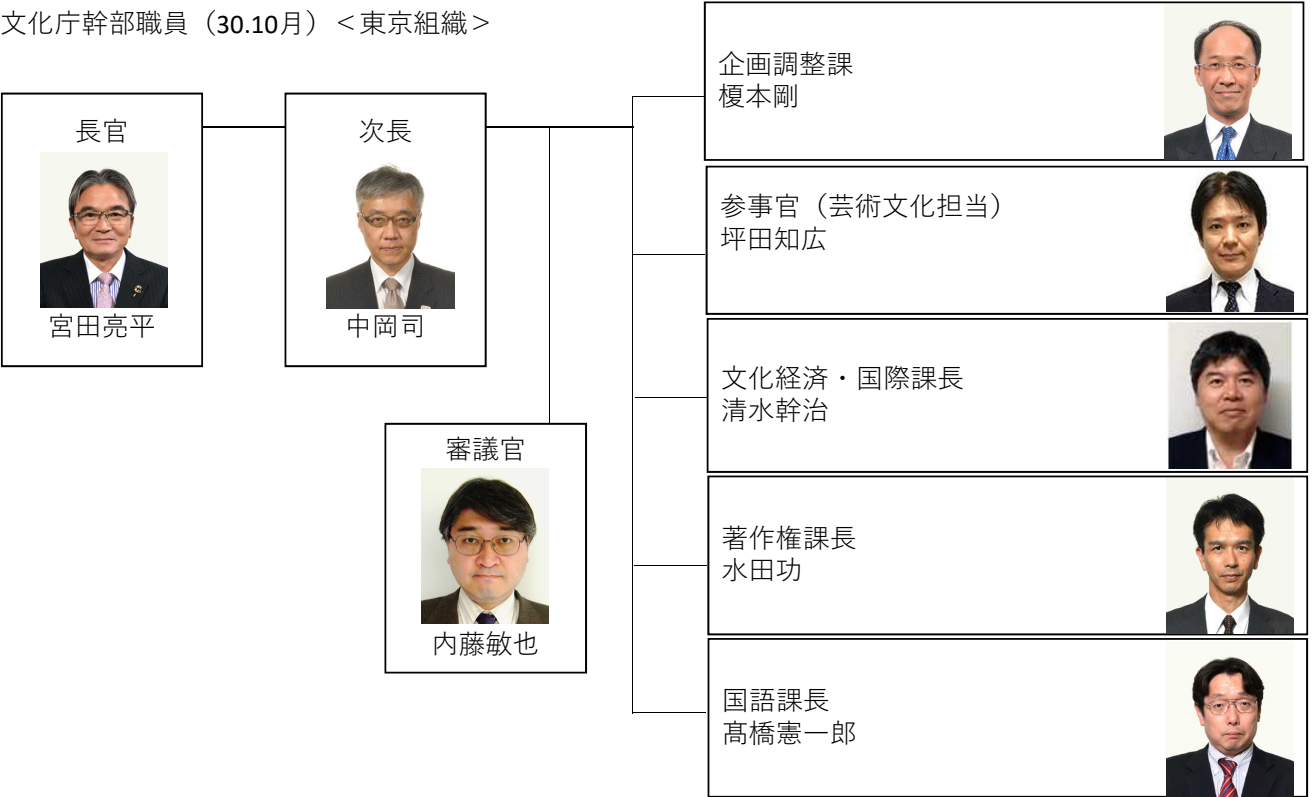
- ・実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- ・学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

注) 下線は遅くとも2021年度中を目指し京都に移転。参事官(文化創造担当)は当面、地域文化創生本部事務局を担う
本格移転までの間、文化調査研究(※1)は参事官(文化創造担当)で、無形・動産である文化資源の活用に関すること(※2)は文化財第一課で実施。

新・文化庁の幹部職員（京都組織）



文化庁幹部職員（30.10月）＜東京組織＞



2019年度 文化庁概算要求の概要

(単位:億円)

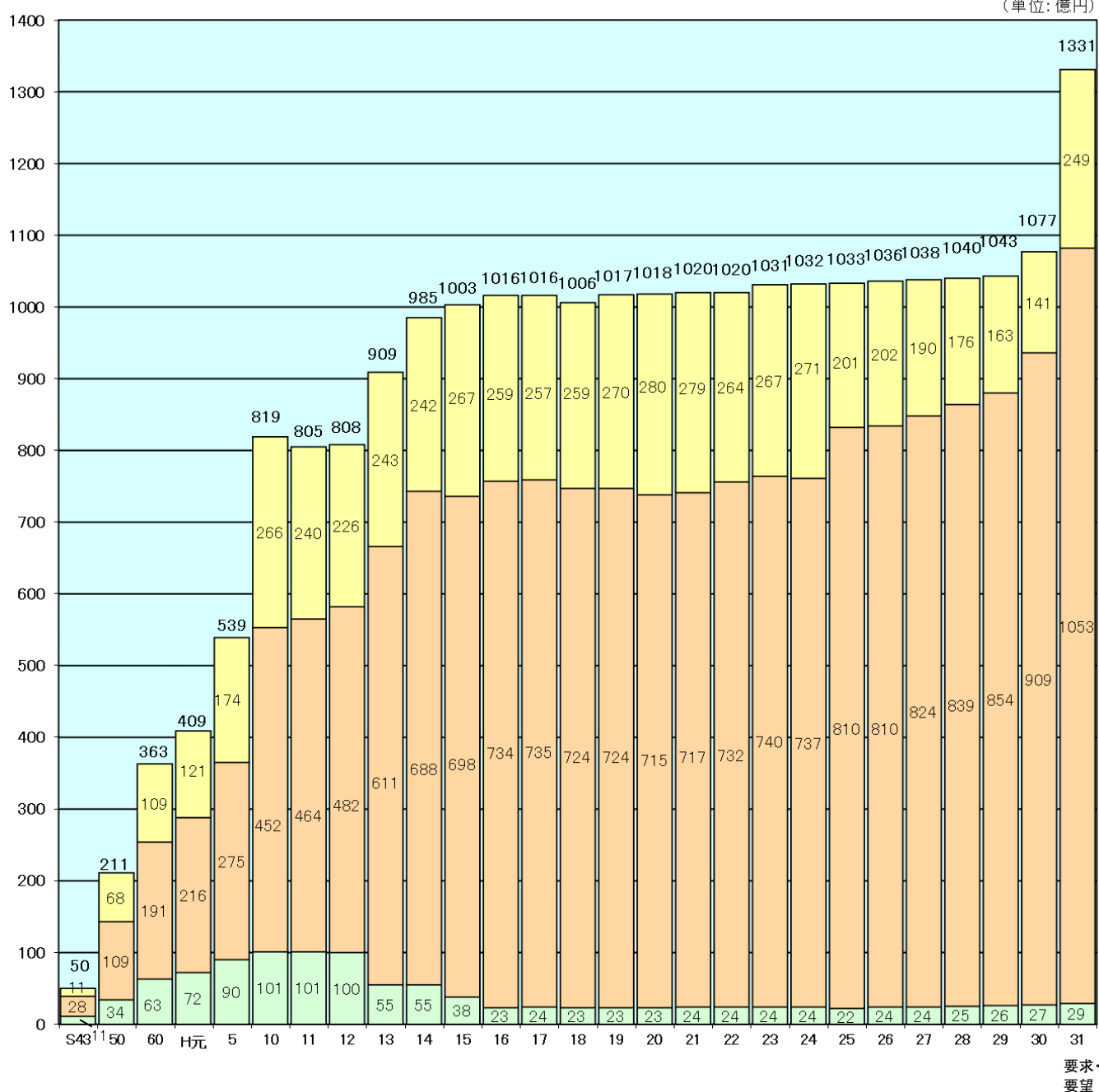
区 分	前年度予算額	2019年度 要求・要望額	増△減額	増△減率	備 考
文 化 庁 予 算	1,077	1,331	253	23.5%	うち 「優先課題推進枠」 190 億円

◇ 文 化 芸 術 の 力 で 未 来 を 切 り 拓 く ◇

- ◆文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成
- ◆文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進
- ◆文化資源の戦略的活用による創造的で活力ある社会づくり
- ◆文化発信を支える基盤の整備・充実

文化庁予算の推移〔使途別〕

(単位:億円)



2019年度 文化庁概算要求の概要

2019年度要求・要望額（前年度予算額）

1. 文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成

294.0億円（ 233.0億円）

(1) 文化芸術創造活動への効果的な支援

120.2 億円（ 72.3 億円）

① 我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信

83.2 億円（ 45.4 億円）

世界における日本の文化芸術への関心と評価を高めるため、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、新たな文化芸術の創造と発信を図り、生活文化等について、観光や異業種との連携等を推進することにより新たな文化価値を創造する。また、障害者による文化芸術活動を推進するとともに、「日本博2020(仮称)」の企画・実施を進める。

- ・戦略的芸術文化創造推進事業(60件程度)
- ・障害者による文化芸術活動推進事業(20件程度) 等

※「3. 文化資源の戦略的活用による創造的で活力ある社会づくり」に一部再掲

② 日本映画の創造・振興プラン

18.3 億円（ 10.8 億円）

日本映画を振興するため、多様な日本映画の製作や国際共同制作など創造活動の促進、国内外の映画祭等における積極的な発信・展開を通して映画関係者・団体等の交流を推進する。

- ・日本映画製作支援(劇映画 25作品程度) 等

③ メディア芸術の創造・発信プラン

12.1 億円（ 9.8 億円）

メディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催、若手クリエイターの創作活動の支援や発表機会の提供、世界的なフェスティバルとの連携による海外発信を行う。また、メディア芸術の情報拠点等の整備状況を踏まえ、メディア芸術作品のアーカイブ化を推進し所蔵情報等の整備を実施する。

- ・メディア芸術グローバル展開事業(メディア芸術祭開催・メディア芸術海外展開等)
- ・メディア芸術連携促進・所蔵情報等整備事業 等

(2) 新たな時代に対応した文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進

88.9 億円（ 82.3 億円）

① 新進芸術家等の人材育成

18.1 億円（ 16.8 億円）

才能豊かな新進芸術家等に、海外の大学や統括団体等における実践的な研修の機会を提供すること等により、次代を担い、世界に通用する芸術家等を育成する。

- ・芸術団体等人材育成事業(40件程度) 等

② 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

70.8 億円（ 65.4 億円）

◆文化芸術による子供育成総合事業

57.6 億円（ 52.7 億円）

小・中学校等において、実演芸術の巡回公演又は芸術家の派遣を行い、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、実演指導・ワークショップ等を行う。また、芸術教科担当教員への研修等の機会を確保する。

- ・文化芸術団体による巡回公演・合同開催事業(1,930件程度)
- ・芸術家の派遣事業(3,150件程度)
- ・芸術教育における芸術担当教員等研修事業(45件程度) 等

◆伝統文化親子教室事業

13.2 億円（ 12.7 億円）

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供する。(4,100件程度)

**(3)文化芸術資源の創造・活用による地方創生と
新たな価値の創出**

84.8 億円 (78.4 億円)

① 国際文化芸術発信拠点形成事業

18.5 億円 (12.5 億円)

文化資源により社会的・経済的な価値を創出し、訪日外国人(インバウンド)の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、芸術祭などを中核とし、国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点形成を支援する。(12拠点程度)

※「3. 文化資源の戦略的活用による創造的で活力ある社会づくり」に再掲

② 劇場・音楽堂等機能強化推進事業

28.0 億円 (28.0 億円)

地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るため、財政基盤の強化と評価システムの構築を行いつつ、公演事業や専門的人材の養成、普及啓発活動、バリアフリー・多言語対応等への支援を行う。

・劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業(15施設程度)

・地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業(130件程度)

・劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業(70件程度)

等

**2. 文化財の確実な継承に向けた保存・活用
の推進**

599.8億円 (481.6億円)

(1)文化財の適切な修理等による継承・活用等

415.5 億円 (380.0 億円)

① 建造物の保存修理等

133.7 億円 (122.0 億円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災施設等の整備、耐震対策等に対する補助を行う。(支援件数:310件程度)

② 美術工芸品の保存修理等

16.4 億円 (11.2 億円)

材質が脆弱で経年による風化や材質疲労等による損傷が進行した国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理、防災施設等に対する補助を行う。(支援件数:310件程度)

(2)文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等

107.9 億円 (43.7 億円)

① 無形文化財の伝承・公開等

14.6 億円 (13.8 億円)

重要無形文化財及び選定保存技術の保持者、保持団体等が行う伝承者養成及び文化財修理技術者の人材育成、原材料・用具の確保等や、重要無形民俗文化財の保護団体等が行う伝承者養成や用具の修理に対して補助等を行う。

・重要無形文化財保持団体等補助(35団体程度)

・選定保存技術保存団体等補助(35団体程度)

・民俗文化財伝承・活用等事業(50件程度) 等

② 国立アイヌ民族博物館の整備等

67.7 億円 (14.7 億円)

アイヌ文化振興等のナショナルセンターとして整備される民族共生象徴空間の中核施設の一つである博物館(2020年4月開館予定)を北海道白老町に引き続き整備するとともに、運営準備を進める。

(3)文化財を活かした観光戦略推進プラン(一部再掲)

155.5 億円 (123.3 億円)

① 社会情勢に対応した文化財保護への機動的対応

10.9 億円 (新 規)

観光資源としての活用や新たな修理手法の獲得等、一般的な修理周期以外の観点を踏まえた支援を行うことで、文化財の保存と活用に係る社会情勢の変化等による喫緊の課題への対応の強化を図る。(支援件数:50件程度)

② 日本遺産魅力発信推進事業

14.6 億円 (13.4 億円)

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的な発信をする取組への支援等を実施する。(支援件数:50件程度)

(4) 文化財継承のための基盤の整備(再掲)

294.0 億円 (245.8 億円)

① 適切な修理周期等による文化財防衛の推進

278.3 億円 (237.1 億円)

適切な周期による文化財の修理・整備、災害や故意の毀損等から護るための防犯・防災対策等に対して補助を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、文化財の買上げを行う。
・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 等

② 文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン

7.7 億円 (4.5 億円)

文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。

3. 文化資源の戦略的活用による創造的で活力ある社会づくり(一部再掲)

196.2 億円 (132.5 億円)

(1) 文化財等が円滑に活用される仕組みの整備

25.7 億円 (21.7 億円)

全国の文化財活用を促進するためのセンター整備や、博物館を中核としたクラスター(集積地区)を形成し、地域の文化財と様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、地域振興や新たな事業を創出するなど、文化財や生活文化等の積極的な活用を推進する。

○ 文化財活用のためのセンター機能の整備

9.8 億円 (8.0 億円)

全国の地方公共団体、博物館・美術館等からの相談への一元的な対応、展示環境に関する科学研究成果の提供・助言、企業等との連携による高精細レプリカやVR等を活用したビジネスモデル創出を行うセンター機能を整備し、国内外の人々が文化財に接する機会を拡充する。

(2) 文化財への理解が再投資を生む好循環サイクルの構築

83.2 億円 (69.4 億円)

観光客が長時間滞在できる史跡等整備や文化財の美装化への支援を通じて、文化財への再投資を生む好循環サイクルを構築する。

(3) 国際的な文化芸術の拠点形成等

83.3 億円 (39.5 億円)

○ 国際文化芸術発信拠点形成事業

○ 戦略的芸術文化創造推進事業

○ 「日本博2020(仮称)」の企画・実施 等

(4) 産業と文化の連携による市場創出

4.0 億円 (1.9 億円)

産業界と文化関係者の戦略的な枠組みを構築し、文化振興を通じた新たな市場形成に貢献する。また、小規模な我が国のアート市場の活性化と我が国アートの国際発信を強化する。

4. 文化発信を支える基盤の整備・充実

420.1億円(325.8億円)

(1) 国立文化施設の機能強化

325.0億円(291.7 億円)

国立文化施設における展覧・公演事業等の実施、収蔵品及び観覧・鑑賞環境の充実等を含め、ナショナルセンターにふさわしい機能強化を図る。

◆運営費交付金

- ・施設内の観覧・鑑賞環境(多言語化や夜間開館など)の充実 等

(2) 国立文化施設の整備

80.5億円(23.0 億円)

◆美術館・博物館・劇場の施設等の充実

- ・基幹施設(展示設備、舞台設備等)改修工事 等

(3) 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実等

5.1億円(2.2 億円)

○ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

3.0億円(新規)

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するとともに、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。(15件程度)

※2020年以降へのレガシー創出に特に資する文化プログラム関係経費 81億円。

※ICOM京都大会を契機とした博物館の創造活動への支援関連経費 57億円。

※他に復興特別会計で国指定等文化財の復旧等 6億円を計上。

文化庁移転の進め方

【基本方針】

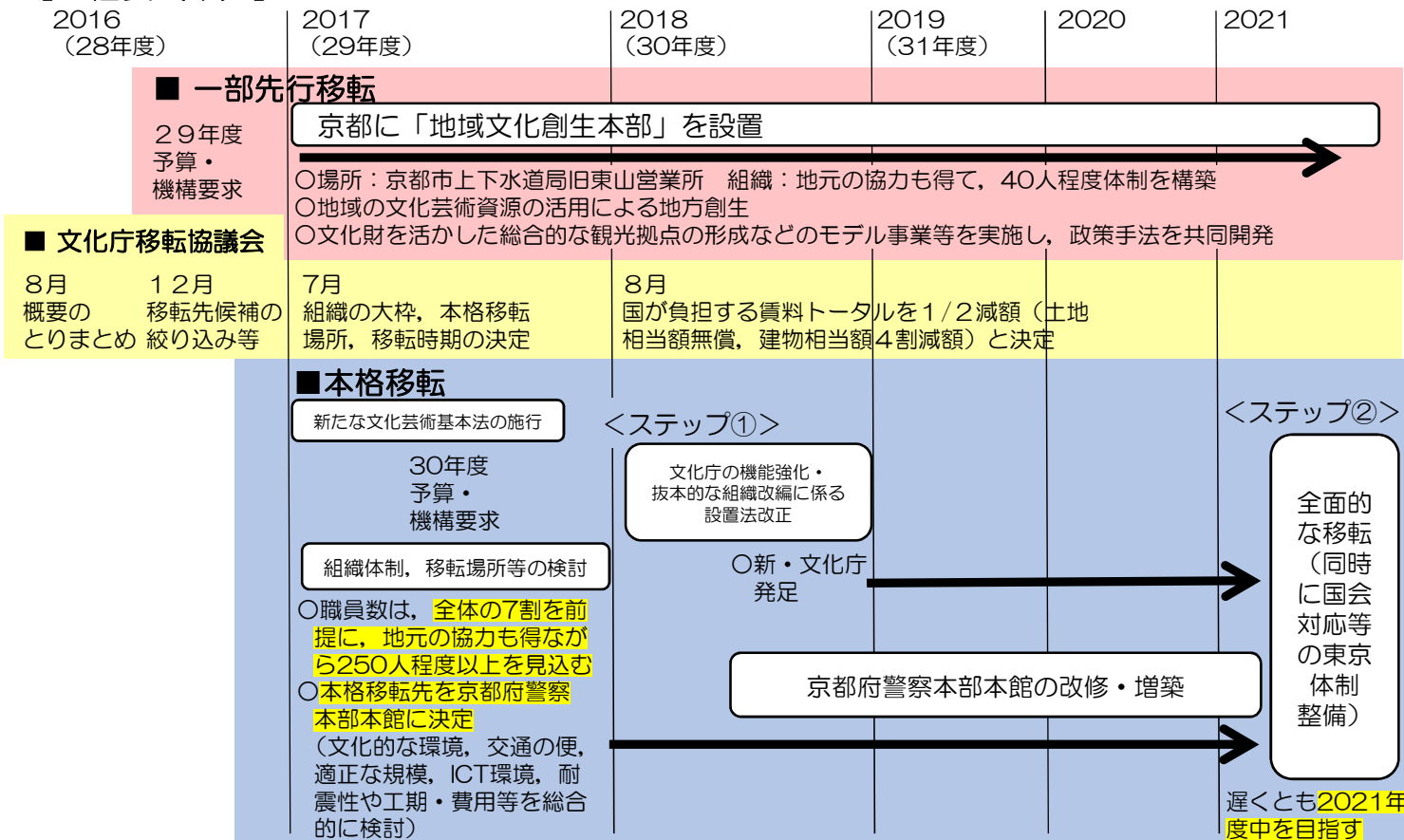
今般の取組は、京都以外の全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、計画的・段階的に進める必要。このため、

(1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、29年度から「一部先行移転」を実施。

(2) また、29年6月に成立した文化芸術基本法を受け、30年6月、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法が成立。

業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

【工程表（案）】



※文化関係独立行政法人について、広報発信・相談機能を置くことを検討

<移転により目指す新・文化庁の姿>

新・文化庁
 ～「縦割」を超えた開放的・
 機動的な文化政策集団～

◆機能強化と組織改革の方向性

- ・時代区分を超えた組織編制，分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応，文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
- ・関係府省庁，地方公共団体，民間，大学，文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により，新たな領域への積極的な対応を強化

◆本格移転における組織体制の大枠

- ・文化庁・本庁を京都に置く。
- ・本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・本庁においては，国会対応，外交関係，関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

テレビ会議システムの利用について（お知らせ）

平成30年10月26日

文 化 庁

文化庁では、平成29年4月から、本庁（東京・千代田区霞が関）と地域文化創生本部（京都・京都市東山区）にそれぞれテレビ会議システムを設置しており、東京近郊の自治体の方が、本庁のテレビ会議室をご利用の上地域文化創生本部と打ち合わせを行う（※1）、また、逆に、京都近郊の自治体の方が、地域文化創生本部のテレビ会議室をご利用の上、本庁と打ち合わせを行う（※2）ことが可能です。

また、本庁・地域文化創生本部間以外の外部拠点（全国の自治体・大学・団体等や海外）との接続も可能です（双方のシステム機器の互換性やネットワーク環境などによっては接続できない場合がありますので、ご了承ください）。

テレビ会議の利用を希望される場合は、事業等の担当課にご連絡いただき、テレビ会議の利用の可否、会議室の予約等についてご相談ください。

【イメージ】

※1



※2



場所	部屋名	利用可能人数（メイン席）
本庁 （東京）	文化庁特別会議室 （旧文部省庁舎2階）	16名
	文化庁502入札室 （旧文部省庁舎5階）	10名
地域文化創生本部 （京都）	地域文化創生本部会議室 （本部庁舎3階）	12名